

令和 6 年 10 月 27 日執行

東温市長選挙
東温市議会議員選挙

公費負担の手引

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

東温市選挙管理委員会

はじめに

東温市長選挙及び東温市議会議員選挙において、条例の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費が一定の条件の範囲内で公費負担とすることができることとされており、これらの経費の支払いについては様々な手続きが定められています。

この手引は、令和6年10月27日執行予定の東温市長選挙及び東温市議会議員選挙において公費負担の適用を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続きについて記述したものです。

なお、この手引では、法令等の用語について、次のように略称を使用しております。

法 ……… 公職選挙法

条例 ……… 東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例

目 次

公費負担の対象とその限度額（表）	1
1 公費負担の概要	2
(1) 有償契約の締結	2
(2) 公費負担金額の範囲	2
(3) 公費負担を受けるための手続き	2
(4) 公費負担の適用範囲	3
2 選挙運動用自動車について	4
(1) ハイヤー方式	4
(2) レンタル方式	6
3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	10
4 選挙運動用ビラの作成の公費負担	13
各種様式（記載例）	15

公費負担の対象とその限度額（表）

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約（ハイヤー方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）		各日について 64,500 円 7日分計 451,500 円	
	②その他の契約	ア 自動車借入れ契約 （レンタル方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 16,100 円 7日分計 112,700 円	契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7日分計 53,900 円 <u>（無投票の場合）</u> 告示日分 7,700 円	
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	各日について 12,500 円 7日分計 87,500 円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数を超える場合は、当該ポスター掲示場の数）を乗じた金額		①ポスター掲示場数が 500 以下の場合の単価 316,250 円+541 円 31 銭×ポスター掲示場数 ポスター掲示場数 (掲示場数 88 箇所の場合) …単価 4,136 円 4,136 円×88 箇所＝363,968 円（上限額）	
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額		作成単価 7 円 73 銭/枚 (市長選挙) 作成枚数 16,000 枚(届け出た 2 種類以内のもの) 7.73 円×16,000 枚＝123,680 円（上限額） (市議会議員) 作成枚数 4,000 枚(届け出た 2 種類以内のもの) 7.73 円×4,000 枚＝30,920 円（上限額）	

※無投票となった場合の取扱い

- 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式（①）、レンタル方式（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
- 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、有投票、無投票にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

※ただし、1、2とも告示日までに契約が締結されたものに限りです。

1 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、条例で定める契約業者等と選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について有償契約を締結し、条例で定めるところにより東温市に届出をしなければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

公費負担の限度額には、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、市長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続きをしなければなりません。

なお、手続きは概ね次の流れで行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。

種 別	提出期日等	提出先等
1 各種契約届出書 ①立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者→ 選挙管理委員会
②立候補の届出後の契約	契約後直ちに	
2 各種確認申請書 (燃料・ポスター・ビラ)	契約の届出と同時に	候補者→ 選挙管理委員会
3 各種確認書 (燃料・ポスター・ビラ)	選管から交付後直ちに	選挙管理委員会 →候補者→業者等
4 各種使用(作成)証明書 ①使用証明書 (自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに	候補者→業者等
②作成証明書 (ポスター・ビラ)	納品後直ちに	
5 請求書	選挙期日後速やかに	業者等→市長

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

[市長選挙] ※有効投票総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

<参考（前々回）>

有効投票総数 18,073票 供託物没収点 1807.300票

[市議会議員選挙] ※有効投票総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（15人）}} \times \frac{1}{10}$$

<参考（前々回）>

有効投票総数 17,905票 供託物没収点 111.907票

※当時の議員定数16名で計算、小数点以下第4位を切り上げ

(注) 供託物没収点は、定数及び有効投票数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

2 選挙運動用自動車について

契約の形態には、次の2とおりあります。

- (1) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）
- (2) レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

また、いずれの契約についても公費負担の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみですから、無投票の場合には、告示日1日（令和6年10月20日）の使用等についてのみ公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません。（法197条第2項）ただし、当該自動車にとりつける看板などの文書図画にかかった経費は、「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用収支報告書に計上しなければなりません。

(1) ハイヤー方式

ア. どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ. どのようなものが公費負担の対象となるか。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内が公費負担となります。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあつては、いずれか1台を指定しなければなりません。

ウ. どのような手続きが必要か。

- i 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- ii 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を契約の相手方（以下「運送事業者」という。）に提出しなければなりません。

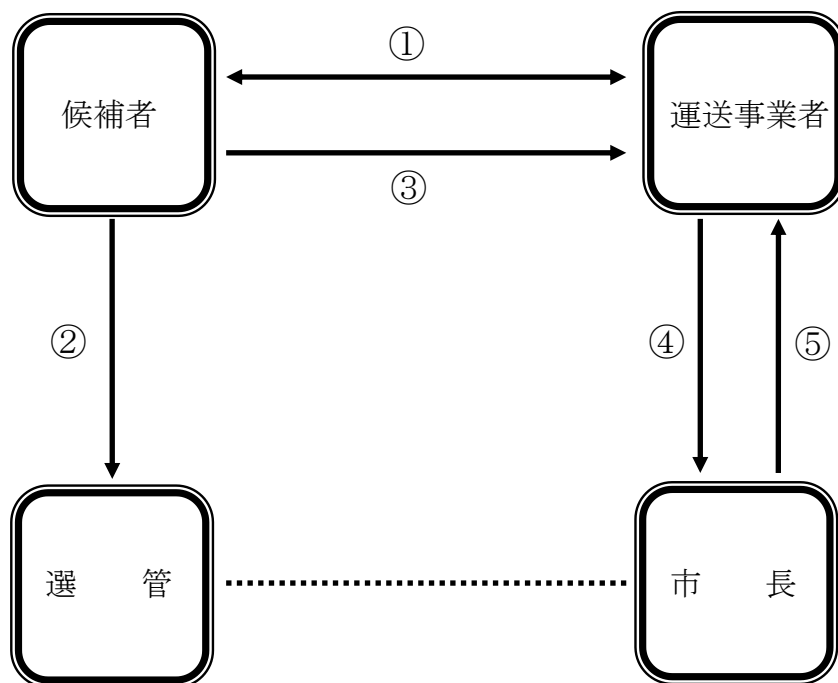
iii 運送事業者は、選挙の期日後速やかに市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用自動車の使用）に請求内訳書と選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することはできません。

iv 市長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（ハイヤー方式）



順序	事 項	提出先等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者→選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の交付	候補者→業者	使用証明書
④	公費負担の対象とされる経費の請求	業者→市長	請求書、請求内訳書 使用証明書
⑤	経費の支払い	市長→業者	

※ 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

※ 2 市長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

(2) レンタル方式

ア. どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ. どのようなものが公費負担の対象となるか。

前記(1)イでいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

i 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、1日に2台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、いずれか1台を指定しなければなりません。

ii 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額（告示日に届けた場合、7,700円×7日＝53,900円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

iii 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、いずれか1人を指定しなければなりません。

ウ. どのような手続きが必要か。

i 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写し及び当該選挙運動用自動車の自動車検査証を添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ii 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される金額までの選挙運動用自動車燃料代確認書を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し、保管してください。

iii 候補者は、選挙管理委員会から自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

iv 候補者は、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、自動車使用証明書を自動車にあつては借入れ先の業者ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各業者に提出しなければなりません。

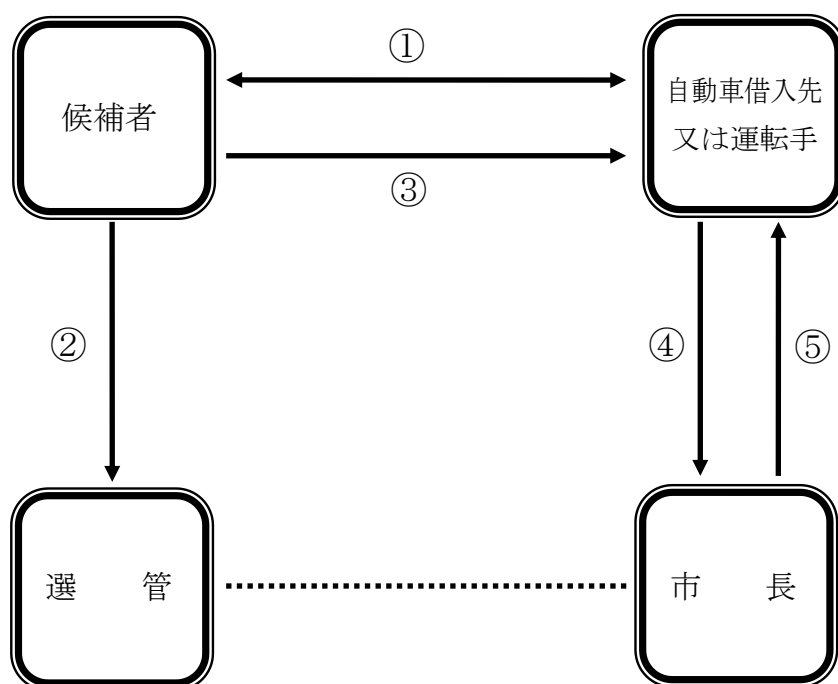
v イの i、ii 又は iii における契約の相手方（以下「契約事業者等」という。）は、選挙の期日後速やかに市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用自動車の使用）に請求内訳書と自動車使用証明書（※燃料代の請求には自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しが必要。）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

- vi 市長は、契約事業者等から請求されたとき、当該契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（レンタル方式 その1）

<自動車借入れ代及び運転手の報酬>

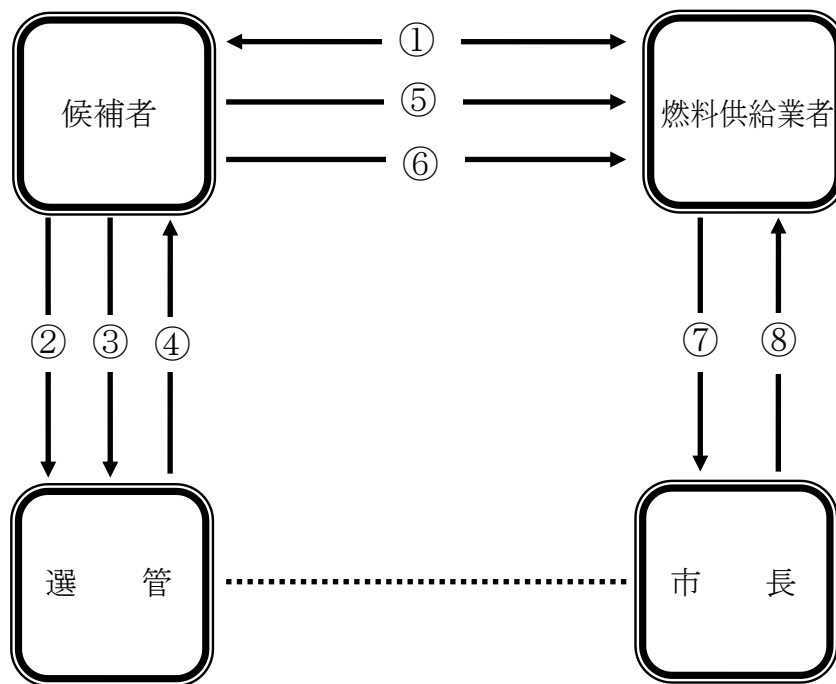


順序	事 項	提出先等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者等	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者→選管	契約届出書、契約書の写し、選挙運動用自動車の自動車検査証の写し
③	使用証明書の交付	候補者→業者等	使用証明書
④	公費負担の対象とされる経費の請求	業者等→市長	請求書、請求内訳書 使用証明書
⑤	経費の支払い	市長→業者等	

- ※1 供託物が没収される候補者のものについては、契約事業者等は④の請求をすることができません。
- ※2 市長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（レンタル方式 その2）

<燃 料 代>



順序	事 項	提出先等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者→選管	契約届出書、契約書の写し、 選挙運動用自動車の自動車 検査証の写し
③	燃料代の確認申請	候補者→選管	確認申請書
④	確認書の交付	選管→候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者→業者	確認書
⑥	使用証明書の交付	候補者→業者	使用証明書
⑦	公費負担の対象とされる 経費の請求	業者→市長	請求書、請求内訳書 使用証明書、確認書、 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い	市長→業者	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、契約事業者等は⑦の請求をすることができません。

※2 市長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(1) どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされるポスターの作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公費負担の対象となるか。

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア．作成単価の限度

541円31銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようになります。

（掲示場数88箇所の場合）

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数（88箇所）}}{\text{ポスター掲示場の数（88箇所）}} = 4,136\text{円}$$

※ 作成単価の限度に1円未満の端数があるときは切上げ

イ．作成枚数の限度

ポスター掲示場の数（掲示場数88箇所の場合、88枚）

上記ア、イにより、公費負担の限度額は、4,136円×88枚＝363,968円となります。

(3) どのような手続きが必要か。

ア．候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用ポスター作成契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

イ. 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付します。

ウ. 候補者は、選挙管理委員会からポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

エ. 候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

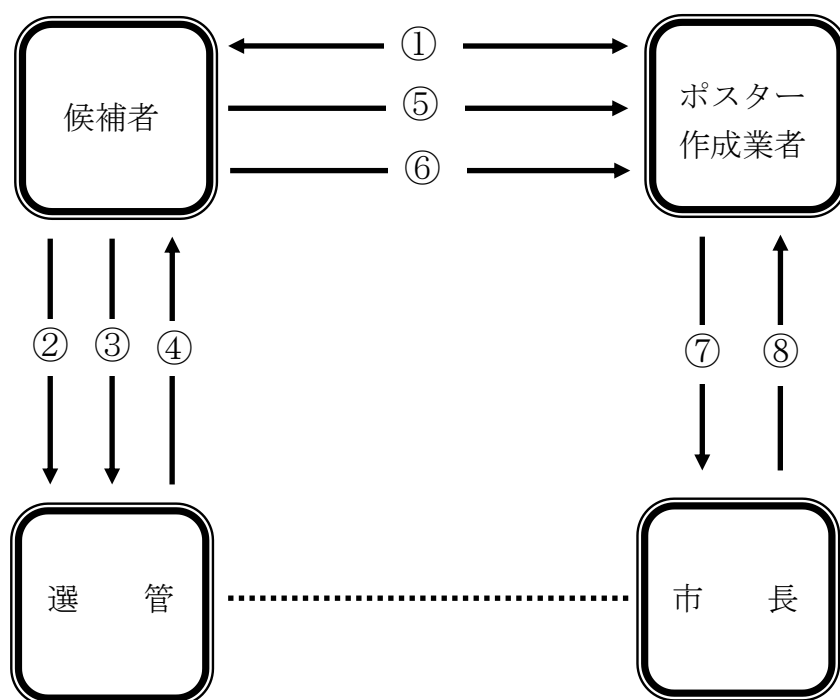
オ. ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用ポスター作成）に請求内訳書、ポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品を証する書類を添えなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ. 市長は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次ページのようになります。

選挙運動用ポスターの公費負担の流れ



順序	事 項	提出先等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者→選管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者→選管	確認申請書
④	確認書の交付	選管→候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者→業者	確認書
⑥	作成証明書の交付	候補者→業者	作成証明書
⑦	公費負担の対象とされる経費の請求	業者→市長	請求書、請求内訳書 作成証明書、確認書 納品を証する書類
⑧	経費の支払い	市長→業者	

※ 1 供託物が没収される候補者のものについては、ポスター作成業者は⑦の請求をすることができません。

※ 2 市長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

4 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(1) どのような場合に公費負担の対象となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされるビラの作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公費負担の対象となるか。

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ビラ 1 枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア．作成単価の限度

1 枚あたり 7 円 7 3 銭

イ．作成枚数の限度

選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ

(市長選挙) 合計 16,000 枚

(市議会議員選挙) 合計 4,000 枚

(3) どのような手続きが必要か。

ア．候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出時もしくは届出後直ちに）選挙運動用ビラ作成契約届出書に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

イ．候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

選挙管理委員会は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付します。

ウ．候補者は、選挙管理委員会からビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

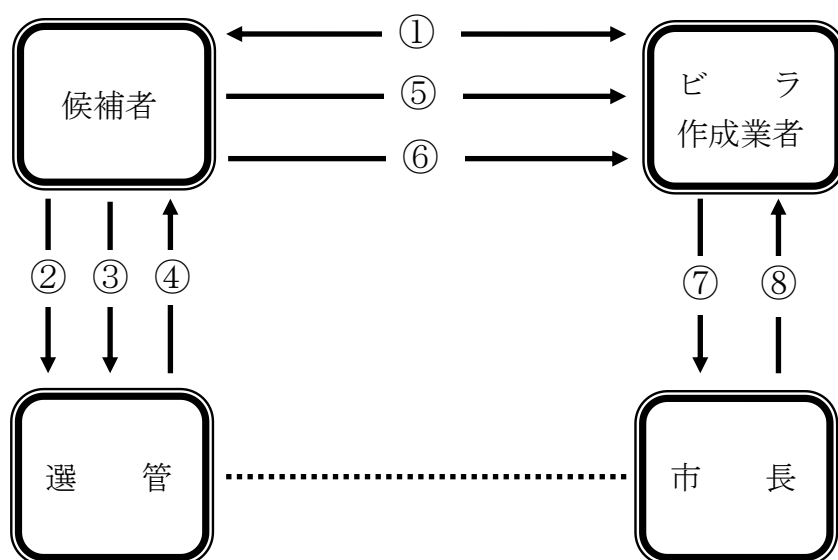
エ．候補者は、ビラを作成したときは、選挙運動用ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出しなければなりません。

オ．ビラ作成業者は、選挙の期日後、速やかに市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書（選挙運動用ビラの作成）に請求内訳書、選挙運動用ビラ作成証明書、選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び納品を証する書類を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ．市長はビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用ビラの公費負担の流れ



順序	事 項	提出先等	必 要 書 類 等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約したことの届出	候補者 → 選管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者 → 選管	確認申請書
④	確認書の交付	選管 → 候補者	確認書
⑤	確認書の提出	候補者 → 業者	確認書
⑥	作成証明書の交付	候補者 → 業者	作成証明書
⑦	公費負担の対象とされる経費の請求	業者 → 市長	請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書、納品を証する書類
⑧	経費の支払い	市長 → 業者	

※１ 供託物が没収される候補者のものについては、ビラ作成業者は⑦の請求をすることができません。

※２ 市長に対してする上記の請求については、選挙管理委員会で受付けます。

各 種 様 式（記載例）

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

《契約届出》

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号の1】 …… 17
- ・運送契約書（見本） …… 18

《証明書作成》

- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】 …… 19

《支払請求》

- ・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号の1】 …… 20
- ・請求内訳書 【別紙1】 …… 21
- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】 …… 19

選挙運動用自動車の使用（レンタル方式）

《契約届出と確認申請》

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号の2】 …… 22
- ・自動車賃貸借契約書（見本） …… 23
- ・自動車燃料供給契約書（見本） …… 24
- ・自動車運転契約書（見本） …… 25
- ・自動車検査証（見本） …… 26
- ・選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】 …… 27

《確認書交付》

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】 …… 28

《証明書作成》

- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】 …… 29
- ・選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号の2】 …… 30
- ・選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第10号の3】 …… 31

《支払請求》

- ・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号の1】 …… 32
- ・請求内訳書（自動車） 【別紙2】 …… 33
- ・請求内訳書（燃料） 【別紙3】 …… 34
- ・請求内訳書（運転手） 【別紙4】 …… 35
- ・選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】 …… 29
- ・選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号の2】 …… 30
- ・選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第10号の3】 …… 31
- ・選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】 …… 28
- ・納品を証する書類（見本） …… 36

選挙運動用ポスターの作成

《契約届出と確認申請》

- ・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 2 号】 …… 37
- ・ ポスター作成契約書（見本） …… 38
- ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】 …… 39

《確認書交付》

- ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 8 号】 …… 40

《証明書作成》

- ・ 選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 11 号】 …… 41

《支払請求》

- ・ 請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第 13 号の 2】 … 42
- ・ 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） 【別紙】 …… 43
- ・ 選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 11 号】 …… 41
- ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 8 号】 …… 40
- ・ 納品を証する書類（見本） …… 44

選挙運動用ビラの作成

《契約届出と確認申請》

- ・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 3 号】 …… 45
- ・ ビラ作成契約書（見本） …… 46
- ・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】 …… 47

《確認書交付》

- ・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 9 号】 …… 48

《証明書作成》

- ・ 選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 12 号】 …… 49

《支払請求》

- ・ 請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第 13 号の 3】 … 50
- ・ 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成） 【別紙】 …… 51
- ・ 選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 12 号】 …… 49
- ・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 9 号】 …… 48
- ・ 納品を証する書類（見本） …… 52

参考資料

…… 53

(ハイヤー方式の場合)

※届出日を記入

※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和6年10月20日

東温市選挙管理委員会

委員長 森 東洋司 様

※契約書に押印した印鑑

令和6年10月27日執行

東温市〇〇選挙

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東温 太郎

印

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	契 約 内 容	
		運送契約期間	運送契約金額
令和6年10月14日	東温市〇〇9999番地99 株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇	令和6年10月20日 ～ 令和6年10月26日	1日1台当たり 64,500円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※契約書の内容と一致すること

※契約書の金額と一致すること

※契約書の日付と一致すること

※契約書の期間と一致すること

※選挙運動期間内（10/20～10/26）であること

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

運 送 契 約 書

(ハイヤー方式)

収入
印紙割
印発注者 東温市〇〇選挙候補者 東温 太郎 と受注者 〇〇タクシー株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 は、
選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種 普通乗用自動車
登録番号 愛媛 500 あ 12-34
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 6 年 10 月 20 日から令和 6 年 10 月 26 日まで (7 日間)
ただし、公職選挙法第 100 条により無投票となった場合は、
令和 6 年 10 月 20 日 (1 日間) と読み替える。
- 5 契約金額 金 451,500 円
(内訳 1 日 64,500 円 (消費税及び地方消費税を含む) × 7 日間)
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 6 年 10 月 14 日 (※契約は告示前でも可能)

発注者 東温市〇〇選挙候補者

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1氏名 東温 太郎

印

※契約書届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇9999 番地 9名称 〇〇タクシー株式会社代表者 代表取締役〇〇 〇〇

印

法人：代表者印、社印など
個人：個人印連絡先(電話番号) 089-964-9999一般乗用旅客自動車運送事業者
(タクシー会社等)であること

(ハイヤー方式の場合)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

※使用の最終日以後の日付 → 令和 6 年 10 月 26 日		
※契約書に押印した印鑑 → 令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙		
※戸籍名を記載する 候補者氏名 東温 太郎 印		
運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	2 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
運送事業者等の住所及び氏名並びに法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名	東温市〇〇9999番地9 〇〇タクシー株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号	運送等の年月日	運送等の金額
普通乗用自動車 愛媛 500 あ 12-34	令和 6 年 10 月 20 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 21 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 22 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 23 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 24 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 25 日	64,500 円
〃	令和 6 年 10 月 26 日	64,500 円

備考 別紙を参照してください。

※契約書の内容と一致させること

備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するいずれかの契約に限られていますので、その指定をしたいいずれかの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

様式第 13 号の 1

※自動車使用（ハイヤー方式・レンタル方式）

燃料代並びに運転手の請求に共通する様式

※選挙期日後の日付

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

(宛先) 東温市長		債権者番号		令和 6 年 10 月 28 日					
		住所 東温市〇〇 9 9 9 9 番地 9							
		(電話番号) 0 8 9 - 9 6 4 - 9 9 9 9							
申請者		株式会社〇〇タクシー 印							
氏名		代表取締役 〇〇 〇〇 印							
※契約書と同一の会社印・代表者印を 押印してください		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名〕							
当請求金額を次の私の口座にお振り込み下さい。									
※申請者の名義の 口座を記入		指定金融機関名 重 信 農協 銀行 見奈良 支店		信用金庫 支所					
		預金の種類 普通 (総合) 当座							
		口座番号 9 9 9 9 9 9 9							
		(ふりがな) かぶしがいしゃ〇〇たくしー だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇							
		口座名義人 株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇							
下 記 の 金 額 を 請 求 い た し ま す。									
金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	4	5	1	5	0	0
件 名	選挙運動用自動車の使用								
内 訳	別紙 1（請求内訳書）のとおり								
選 挙 名	令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙								
候補者氏名	東温 太郎		※戸籍名を記載する						

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び燃料の供給を証する書類（燃料供給者の氏名（法人にあってはその名称）、燃料供給年月日、燃料の種類、燃料供給量、候補者氏名及び燃料を供給した自動車の登録番号の記載があるもの））とともに、令和 6 年 11 月 15 日までに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

別紙 1

【自動車使用（ハイヤー方式の場合）】

請 求 内 訳 書（一般乗用旅客自動車運送事業者との
運送契約により自動車を使用した場合）

※契約書の内容と一致

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東 温 太 郎

※(A)、(B) いずれか少ない金額

使用年月日	(A) 運送金額	(B) 基準限度額	(C) 請求金額	備考
令和6年 10月 20日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和6年 10月 21日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
令和6年 10月 22日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
令和6年 10月 23日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
令和6年 10月 24日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
令和6年 10月 25日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
令和6年 10月 26日	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	64,500円	
計			451,500円	

備考

「(C) 請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致

様式第1号の2（第1条関係）

（レンタル方式の場合）

※届出日を記入

※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

東温市選挙管理委員会		令和6年10月20日		
委員長 森 東洋司 様		令和6年10月27日執行 東温市〇〇選挙		
※契約書の期間と一致すること ※選挙運動期間内（10/20～10/26）であること		※契約書に押印した印鑑 ※戸籍名を記載する	候補者氏名 東温 太郎 印	
2 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合				
区分	項目	契約年月日	契約内容	
			借入れ期間等	契約金額
自動車の借入れ		令和6年10月12日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 東温市〇〇8888番地8 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	1日1台当たり 令和6年10月20日 ） 令和6年10月26日 16,100円
運転手の雇用		令和6年10月12日	東温市〇〇7777番地7 〇〇 〇〇 ） 令和6年10月26日 12,500円	1日1台当たり 令和6年10月20日 ） 令和6年10月26日 12,500円
燃料料代		令和6年10月12日	東温市〇〇6666番地6 〇〇石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	1リットル当たり 令和6年10月20日 ） 令和6年10月26日 168.44円

※契約書の日付と同一日

※契約書の内容と一致すること

※単価契約の場合は何も書かないこと

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及び当該契約に係る選挙運動用自動車の自動車検査証の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料料代」にあっては燃料供給量を記載してください。

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

自動車賃貸借契約書 (レンタル方式)

※レンタカー業者、個人（候補者と生計を一にする親族でないこと）、法人・政党等

発注者 東温市〇〇選挙候補者 東温 太郎 と、
受注者 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 は、
選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 普通乗用自動車
登録番号 登録番号 愛媛 330 い 56-78
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 6 年 10 月 20 日から令和 6 年 10 月 26 日まで (7 日間)
ただし、公職選挙法第 100 条により無投票となった場合は、
令和 6 年 10 月 20 日 (1 日間) と読み替える。
- 5 契約金額 金 112,700 円
(内訳 1 日 16,100 円 (消費税及び地方消費税を含む) × 7 日間)

6 使用上の義務等

発注者は、法令に従い本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、受注者の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 6 年 10 月 12 日

発注者 東温市〇〇選挙候補者

氏名 愛媛県東温市見奈良530番地1

住所 東温 太郎

印

※契約届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇8888 番地 8

名称 〇〇自動車株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先(電話番号) 089-964-8888

印

法人：代表者印、社印など
個人：個人印

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

自動車燃料供給契約書 (レンタル方式)

発注者 東温市〇〇選挙候補者 東温 太郎 と

受注者 〇〇石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 は、
選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 供給期間** 令和6年 10月 20日から令和6年 10月 26日まで
ただし、公職選挙法第100条により無投票となった場合は、
令和6年10月20日と読み替える。
- 供給場所** 所在地 愛媛県東温市〇〇6666番地6
名 称 〇〇石油株式会社 〇〇給油所
- 供給を受ける自動車の登録番号** 愛媛 330 い 56-78
- 金額**
単価 1 リットル当たり 168.44円（消費税及び地方消費税を 含む）とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。
- 請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 10月 12日

発注者 東温市〇〇選挙候補者

氏名 愛媛県東温市見奈良530番地1

住所 東温 太郎

印

※契約届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇6666番地6

名称 〇〇石油株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印

法人：代表者印、社印など
個人：個人印

連絡先(電話番号) 089-966-6666

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

自動車運転契約書 (レンタル方式)

※候補者と生計を一にしていない者であること

発注者 東温市〇〇選挙候補者 東温 太郎 と 受注者 〇〇 〇〇 は、
発注者が使用する公職選挙法第 141 条の規定に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転期間 令和 6 年 10 月 20 日から令和 6 年 10 月 26 日まで (7 日間)
ただし、公職選挙法第 100 条により無投票となった場合は、
令和 6 年 10 月 20 日 (1 日間) と読み替える。

2 契約金額 金 87,500 円 (1 日につき 12,500 円)

3 運転する自動車の登録番号 愛媛 330 い 56-78

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 6 年 10 月 12 日

発注者 東温市〇〇選挙候補者

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

氏名 東温 太郎

印

※契約届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇7777番地7

氏名 〇〇 〇〇

印

※運転手の住所
※運転手の印鑑

連絡先(電話番号) 089-964-7777

番 号 00879 A

令和 〇 年 〇 月 〇 日

愛媛運輸支局長 印

自 動 車 検 査 証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日／交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車 体 の 形 状							
愛媛 330 い 5678		平成 〇年 〇月 〇日		平成 〇 年 〇 月		普 通		乗用		自家用		ステーションワゴン [003]							
車 名						乗 車 定 員		最 大 積 載 量		車 両 重 量		車 両 総 重 量							
トヨタ						7 人		— kg		1620 kg		2065 kg							
車 台 番 号						長 さ		幅		高 さ		前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重	
〇〇〇170-7117298						471 cm		174 cm		183 cm		820 kg		— kg		— kg		800 kg	
型 式		原 動 機 の 型 式				総排気量又は定格出力		燃 料 の 種 類				型式指定番号		類別区分番号					
〇〇〇-〇〇〇170〇		3ZR				kw 1.98 L		ガソリン				18108		0004					
所有者の氏名又は名称		〇〇〇〇〇																	
使 用 者 の 住 所		愛媛県東温市見奈良〇〇〇-〇〇																	
使用者の氏名又は名称		***																	
使 用 者 の 住 所		***																	
使用の本拠の位置		***																	
有効期間の満了する日		令和 〇年〇月〇日				年 月 日													
備 考																			
[愛媛] , 継続検査																			
[29年度税制] 平成〇年〇月〇日 新規登録 25%減減税措置済み																			
令和2年度燃費基準達成車																			
平成27年度燃費基準20%向上達成車																			
平成11年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96dB																			
マフラー加速騒音規制適用車																			
以下余白																			

※届出日を記入

※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和6年10月20日

東温市選挙管理委員会

委員長 森 東洋司 様

※契約書に押印した印鑑

令和6年10月27日執行

東温市〇〇選挙

※戸籍名を記載する

候補者氏名

東温 太郎

印

※契約書の内容と一致すること

契約年月日	令和6年10月12日	
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	愛媛県東温市〇〇6666番地6	
	〇〇石油株式会社	
	代表取締役 〇〇 〇〇	
確認申請金額	53,900 円	
区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	53,900 円	53,900 円
燃料代金 (a) + (b)	53,900 円	53,900 円

※公費負担限度額(53,900円)以内であること

※確認申請が1回のときは、限度額(53,900円)を記入

※確認申請が一回限りのときは、斜線を引いてください

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から東温市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第7号（第2条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

※確認申請後に選挙管理委員会から
候補者に交付します。

東温選第〇〇〇〇号
令和6年10月20日

東温市選挙管理委員会
委員長 森 東洋司 印

選 挙 名	令和6年10月27日執行 東温市〇〇選挙
候 補 者 氏 名	東 温 太 郎
確 認 金 額	53,900 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。

様式第 10 号の 1（第 4 条関係）

（レンタル方式の場合）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

※使用の最終日以後の日付 令和 6 年 10 月 26 日		
※契約書に押印した印鑑 令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙		
※戸籍名を記載する 候補者氏名 東温 太郎 印		
運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	2 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
運送事業者等の住所及び氏名並びに法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名	東温市〇〇8888番地8 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号	運送等の年月日	運送等の金額
普通乗用自動車 愛媛 330 い 56-78	令和 6 年 10 月 20 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 21 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 22 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 23 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 24 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 25 日	16,100 円
〃	令和 6 年 10 月 26 日	16,100 円

備考 裏面を参照してください。

※契約書の内容と一致すること

備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するいずれかの契約に限られていますので、その指定をしたいいずれかの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

※供給の最終日以後の日付 令和 6 年 10 月 26 日	
※契約書に押印した印鑑 令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙	
※戸籍名を記載する 候補者氏名 東温 太郎 印	
燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	愛媛県東温市〇〇 6 6 6 6 番地 6
	〇〇石油株式会社
	代表取締役 〇〇 〇〇
燃料供給年月日	燃 料 供 給 量
令和 6 年 10 月 20 日	40 リットル
令和 6 年 10 月 21 日	50 リットル
令和 6 年 10 月 22 日	50 リットル
令和 6 年 10 月 23 日	40 リットル
令和 6 年 10 月 24 日	50 リットル
令和 6 年 10 月 25 日	40 リットル
令和 6 年 10 月 26 日	50 リットル

備考

※選挙運動期間中（10/20～10/26）の日付を記入

- この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

※使用の最終日以後の日付 令和 6 年 10 月 26 日	
※契約書に押印した印鑑 令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙	
※戸籍名を記載する 候補者氏名 東温 太郎 印	
運転手の住所及び氏名	東温市〇〇 7 7 7 7 番地 7 〇〇 〇〇
雇用年月日	報 酬 額
令和 6 年 10 月 20 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 21 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 22 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 23 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 24 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 25 日	12,500 円
令和 6 年 10 月 26 日	12,500 円

備考

※選挙運動期間中の日付を記入

- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

様式第 13 号の 1

※自動車使用（ハイヤー方式・レンタル方式）

燃料代並びに運転手の請求に共通する様式

※選挙期日後の日付

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

※記入しないでください 令和 6 年 10 月 28 日	
(宛先) 東温市長	債権者番号
※契約書と同一の会社印・代表者印を押印してください 住所 東温市〇〇 8 8 8 8 番地 8 (電話番号) 0 8 9 - 9 6 4 - 8 8 8 8 申請者 〇〇自動車株式会社 印 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]	
当請求金額を次の私の口座にお振り込み下さい。	
※申請者の名義の口座を記入	指定金融機関名 川内 農協(銀行) 南方 支店 信用金庫 支所
	預金の種類 普通(総合) 当座
	口座番号 8 8 8 8 8 8 8
	(ふりがな) 〇〇じどうしゃかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇 口座名義人 〇〇自動車株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
下 記 の 金 額 を 請 求 い た し ま す。	
金 額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 1 2 7 0 0
件 名	選挙運動用自動車の使用
内 訳	別紙 2（請求内訳書）のとおり
選 挙 名	令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行 東温市 〇〇 選挙
候補者氏名	東温 太郎 ※戸籍名を記載する

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び燃料の供給を証する書類（燃料供給者の氏名（法人にあってはその名称）、燃料供給年月日、燃料の種類、燃料供給量、候補者氏名及び燃料を供給した自動車の登録番号の記載があるもの））とともに、令和 6 年 1 1 月 1 5 日までに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

別紙 2

【自動車使用（レンタル方式の場合）】

請 求 内 訳 書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合）

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東温 太郎

※契約書の内容と一致

※ (A)、(B) いずれか少ない金額

使用年月日	(A) 借入れ金額	(B) 基準限度額	(C) 請求金額	備考
令和 6 年 10 月 20 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 21 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 22 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 23 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 24 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 25 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
令和 6 年 10 月 26 日	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	16,100 円	
計			112,700 円	

備考

「(C) 請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致

請 求 内 訳 書

レンタル方式（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東 温 太 郎

※契約書の内容と一致

※使用証明書と一致

(2) 燃料代

販売年月日	燃料を供給した自動車の登録番号	(A) 燃料販売量	(B) 販売金額	(C) 基準限度額	(D) 請求金額	備考
令和 6 年 10 月 20 日	愛媛 330 い 56-78	40 リットル				
令和 6 年 10 月 21 日	愛媛 330 い 56-78	50 リットル				
令和 6 年 10 月 22 日	愛媛 330 い 56-78	50 リットル				
令和 6 年 10 月 23 日	愛媛 330 い 56-78	40 リットル				
令和 6 年 10 月 24 日	愛媛 330 い 56-78	50 リットル				
令和 6 年 10 月 25 日	愛媛 330 い 56-78	40 リットル				
令和 6 年 10 月 26 日	愛媛 330 い 56-78	50 リットル				
計		320 リットル	53,900 円	53,900 円	53,900 円	

備考

- 「(A) 燃料販売量」の欄は、燃料の供給日ごとに記載してください。
- 「燃料を供給した自動車の登録番号」は、委員会に届け出た選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約書に記載された選挙運動用自動車に限られています。
- 「(B) 販売金額」の計の欄には、「(A) 燃料販売量」の計の欄の販売量に 1 リットル当たりの契約単価を乗じた金額を記載するものとし、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 「(C) 基準限度額」の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「(D) 請求金額」の計の欄には、(B) 又は (C) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 4

請 求 内 訳 書（一般常用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合）

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東 温 太 郎

※契約書の内容と一致

※(A)、(B) いずれか少ない金額

(3) 運 転 手

雇用年月日	(A) 報 酬	(B) 基準限度額	(C) 請 求 金 額	備考
令和 6 年 1 0 月 2 0 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 1 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 2 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 3 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 4 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 5 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 6 年 1 0 月 2 6 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
計			87,500 円	

備考

「(C) 請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致

納品を証する書類

【例：納品書の写し】

※納品確認者のサイン
(候補者以外の者でよい)

※契約書の自動車登録番号
と一致すること

※契約書の供給場所と
一致すること

納品書（領収書）			
サイン		○○石油株式会社 給油所 ○○給油所 Tel. 089-966-6666	
自動車番号 愛媛 330 い 5678			
御氏名 東温 太郎 様		年月日 R6. 10. 20	伝票No.
商品	数量	単価	金額
レギュラー	40	168.44	6,737
合 計			6,737

※候補者の氏名であること（戸籍名）

※請求内訳書及び自動車使用証明書の内容と一致すること

様式第2号（第1条関係）

※届出日を記入
※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用ポスター作成契約届出書

		令和6年 10月 20日
東温市選挙管理委員会		
委員長 森 東洋司 様		※契約書に押印した印鑑を使用してください
		令和6年10月27日執行
		東温市〇〇選挙
※戸籍名を記載する		候補者氏名 東温 太郎 印
※契約書の日付と同一日		
契 約 年 月 日	令和6年 9 月 25 日	
※契約書の内容と一致すること 契約の相手方の住所及び氏名並びに法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	東温市〇〇5555番地5	
	〇〇印刷株式会社	
	代表取締役社長 〇〇 〇〇	
契約内容	作成契約枚数	88 枚
	作成契約金額	363,968 円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※契約書の金額と一致すること

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

ポスター作成契約書

収入
印紙

割印

発注者 東温市〇〇選挙候補者 東温 太郎 と

受注者 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 は、
選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第 143 条に定める選挙運動用ポスター
- 2 数 量 88 枚
- 3 契約金額 363,968 円（単価 4,136 円 00 銭（消費税及び地方消費税を含む））
- 4 納入期限 令和 6 年 10 月 15 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 6 年 9 月 25 日

発注者 東温市〇〇選挙候補者

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

氏名 東温 太郎

印

※契約届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇5555番地5

名称 〇〇印刷株式会社

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先(電話番号) 089-966-5555

法人：代表者印、社印等
個人：個人印

印

様式第5号（第2条関係）

※届出日を記入
※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和6年 10月 20日

東温市選挙管理委員会

委員長 森 東洋司 様

※契約書に押印した印鑑

令和6年10月27日執行

東温市〇〇選挙

候補者氏名 東温 太郎

印

※契約書の日付と同一日

契 約 年 月 日

令和6年 9月 25日

※契約書の内容と一致すること

愛媛県東温市〇〇5555番地5

契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

〇〇印刷株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

確認申請枚数

※公費負担限度枚数(88枚)以内であること

88 枚

区 分

作成枚数

左のうち確認済
又は確認申請枚数

前回までの累積枚数
(a)

枚

枚

今回の枚数
(b)

88 枚

88 枚

枚数計
(a) + (b)

88 枚

88 枚

備考

※確認申請が一回限りのときは、斜線を引いてください

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から東温市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第8号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

※確認申請後に選挙管理委員会から 候補者に交付します。 東温選第〇〇〇〇号 令和6年10月20日 東温市選挙管理委員会 委員長 森 東洋司 印	
選 挙 名	令和6年10月27日執行 東温市〇〇選挙
候 補 者 氏 名	東 温 太 郎
確 認 枚 数	88 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

※契約履行後の日付

令和 6 年 10 月 15 日

※契約書に押印した印鑑

令和 6 年 10 月 27 日執行

東温市〇〇選挙

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東温 太郎

印

※契約書の内容と一致

ポスター作成業者の住所及び氏名並びに法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

愛媛県東温市〇〇5555番地5

〇〇印刷株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

作成枚数

88 枚

作成金額

363,968 円

当該選挙の行われる区域における
ポスター掲示場数

88 箇所

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数（88 箇所）

(2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

※選挙期日後の日付

(宛先) 東温市長		債権者番号 <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									
住所		愛媛県東温市〇〇5555番地5									
(電話番号)		089-966-5555									
申請者		〇〇印刷株式会社 印									
※契約書と同一の会社印・代表者印を押してください		氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)									
当請求金額を次の私の口座にお振り込み下さい。											
※申請者の名義の口座を記入	指定金融機関名	東温市 農協(銀行) 田窪 支店 信用金庫 支所									
	預金の種類	普通(総合) 当座									
	口座番号	5555555									
	(ふりがな)	〇〇いんさつかぶしきがいは だいひょうとりしまりやくしゃちょう 〇〇 〇〇									
口座名義人		〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇									
下 記 の 金 額 を 請 求 い た し ま す。											
金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		
			¥	3	6	3	9	6	8		
件 名	選挙運動用ポスターの作成										
内 訳	別紙請求内訳書のとおり										
選 挙 名	令和6年10月27日執行 東温市〇〇選挙										
候補者氏名	東温 太郎		※戸籍名を記載する								

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスターの納品を証する書類(選挙運動用ポスターを作成した者の氏名(法人にあってはその名称)、候補者氏名、納品年月日及び選挙運動用ポスターの納品枚数の記載があるもの)とともに、令和6年11月15日までに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書（選挙運動用ポスターの作成）

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東温 太郎

選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)
箇所 88	円 4,136	枚 88	円 363,968	円 4,136	枚 88	円 363,968	円 4,136	枚 88	円 363,968

※契約書の内容を記入

※公費負担限度額を記入

※備考5、6に基づき記入
 ※金額は請求書の請求金額と一致

備考

- 「選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (A) 欄、(B) 欄及び(C) 欄には、委員会に届け出た選挙運動用ポスターの作成に関する契約書に記載された選挙運動用ポスターについて記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

納品を証する書類

【例：納品書の写し】

※候補者の氏名であること（戸籍名）

※契約書のポスター作成業者と一致すること

納品書（控）

お得意先名

東温 太郎 様

〇〇印刷株式会社

愛媛県東温市〇〇5555番地5

TEL 089-966-5555

納入年月日		伝票No.	
R6. 10. 15			
商品	数量	単価	金額
選挙運動用ポスター	88	4,136	363,968
消費税			
合 計			363,968

※請求内訳書及びポスター作成証明書の内容と一致すること

様式第3号（第1条関係）

※届出日を記入
※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用ビラ作成契約届出書

		令和6年10月20日
東温市選挙管理委員会		
委員長 森 東洋司 様		※契約書に押印した印鑑を使用してください
		令和6年10月27日執行
		東温市〇〇選挙
※戸籍名を記載する		候補者氏名 東温 太郎 印
※契約書の日付と同一日		
契 約 年 月 日		令和6年9月25日
※契約書の内容と一致すること		
契約の相手方の住所及び氏名並びに法人 にあっては主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名		愛媛県東温市〇〇4444番地4
		〇〇印刷株式会社
		代表取締役社長 〇〇 〇〇
契約内容	作成契約枚数	16,000 枚
	作成契約金額	123,680 円

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※契約書の金額と一致すること

捨印

捨印

※捨印は必須ではないが、訂正が必要となった際は速やかに対応できるようにしておくこと。

ビラ作成契約書

収入
印紙

割印

発注者 東温市〇〇選挙候補者 **東温 太郎** と
受注者 **〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇** は、
選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第 142 条に定める選挙運動用ビラ
- 数 量 16,000 枚
- 契約金額 123,680 円 (単価 7 円 73 銭(消費税及び地方消費税を含む))
- 納入期限 令和 6 年 10 月 15 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保管する。

令和 6 年 9 月 25 日

発注者 東温市〇〇選挙候補者

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

氏名 東温 太郎

印

※契約届出書と同じ印鑑

受注者 住所 愛媛県東温市〇〇4444番地4

名称 〇〇印刷株式会社

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先(電話番号) 089-964-4444

法人：代表者印、社印など
個人：個人印

印

様式第6号（第2条関係）

※届出日を記入する
※告示日（10月20日）以後であること

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和6年 10月 20日		
東温市選挙管理委員会		
委員長 森 東洋司 様		
令和6年10月27日執行		
東温市〇〇選挙		
候補者氏名 東温 太郎 印		
※契約書に押印した印鑑		
※戸籍名を記載する		
※契約書の日付と同一日		
契 約 年 月 日	令和6年 9 月 25 日	
契約の相手方の住所及び氏名並びに法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	愛媛県東温市〇〇4444番地4	
	〇〇印刷株式会社	
	089-964-4444	※契約書の内容と一致すること
確認申請枚数	※契約枚数かつ16,000枚以内であること (市議会議員選挙の場合は4,000枚以内) 16,000 枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	※確認申請が一回限りのときは、斜線を引いてください	
今回の枚数 (b)	16,000 枚	16,000 枚
枚数計 (a) + (b)	16,000 枚	16,000 枚

※契約枚数かつ16,000枚以内であること
(市議会議員選挙の場合は4,000枚以内)

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第9号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

東温選第〇〇〇〇号 令和6年10月20日 東温市選挙管理委員会 委員長 森 東洋司 印	
選 挙 名	令和6年10月27日執行 東温市〇〇選挙
候 補 者 氏 名	東温 太郎
確 認 枚 数	16,000 枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。

様式第 12 号

選挙運動用ビラ作成証明書

※契約履行後の日付

令和 6 年 10 月 15 日

※契約書に押印した印鑑

令和 6 年 10 月 27 日 執行

東温市〇〇選挙

※戸籍名を記載する

候補者氏名

東温 太郎

印

※契約書の内容と一致すること

ビラ作成業者の住所及び氏名並びに法人に あつては、その主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名	愛媛県東温市〇〇4444番地4
	〇〇印刷株式会社
	089-964-4444
	16,000 枚
作成枚数	16,000 枚
作成金額	123,680 円

※契約枚数かつ 16,000 枚以内であること
(市議会議員選挙の場合は 4,000 枚以内)

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数

市長選挙	16,000 枚	市議会議員選挙	4,000 枚
------	----------	---------	---------
 - 限度額

$$7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭 (単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第 13 号の 3（第 5 条関係）

請 求 書（選挙運動用ビラの作成）

※選挙期日後の日付

※記入しないでください。 令和 6 年 10 月 28 日	
(宛先) 東温市長	債権者番号
住所 愛媛県東温市〇〇4444番地4	
(電話番号) 089-964-4444	
申請者	〇〇印刷株式会社 印
氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
※契約書と同一の会社印・代表者印を押してください （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
当請求金額を次の私の口座にお振り込み下さい。	
※申請者の名義の口座を記入	指定金融機関名 さくら 農協 銀行 吉久 支店 信用金庫 支所
	預金の種類 普通（総合）当座
	口座番号 4444444
	（ふりがな） 〇〇いんさつかぶしがいいしや だいひょうとりしまりやくしやちよう 〇〇 〇〇 口座名義人 〇〇印刷株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
下 記 の 金 額 を 請 求 い た し ま す。	
金 額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ￥ 1 2 3 6 8 0
件 名	選挙運動用ビラの作成
内 訳	別紙請求内訳書のとおり
選 挙 名	令和 6 年 10 月 27 日執行 東温市〇〇選挙
候補者氏名	東温 太郎 ※戸籍名を記載する

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び選挙運動用ビラの納品を証する書類（選挙運動用ビラの作成をした者の氏名（法人にあってはその名称）、候補者氏名、納品年月日及び選挙運動用ビラの納品枚数の記載があるもの）とともに令和 6 年 1 月 15 日までに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書（選挙運動用ビラの作成）

※戸籍名を記載する

候補者氏名 東 温 太 郎

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)
円 7.73	枚 16,000	円 123,680	円 7.73	枚 16,000	円 123,680	円 7.73	枚 16,000	円 123,680

※契約書の内容を記入

※公費負担限度額を記入

 ※備考4、5に基づき記入する
 ※金額は請求書の請求金額と一致

備考

- (A)欄、(B)欄及び(C)欄には、委員会に届け出た選挙運動用ビラの作成に関する契約書に記載された選挙運動用ビラについて記載してください。
- (D)欄には、下記の金額を記載してください。
7円73銭
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

納品を証する書類

【例：納品書の写し】

※候補者の氏名であること（戸籍名）

※契約書のビラ作成業者と一致すること

納品書（控）

お得意先名

東温 太郎 様

〇〇印刷株式会社

東温市〇〇４４４４番地４

TEL ０８９－９６４－４４４４

納入年月日		伝票No.	
R6. 10. 15			
商品	数量	単価	金額
選挙運動用ビラ	16,000	7.73	123,680
消費税			
合 計			123,680

※請求内訳書及びビラ作成証明書の内容と一致すること

《参考資料》

○公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動 用自動車	ハイヤー方式		印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 10 万円超～50 万円以下 400 円 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
	レンタル方式	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、 上記「印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契 約書」に該当する
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円